

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための白川町消防団活動方針 (令和3年4月27日現在)

1. 「消火活動等の災害出動」と「出動体制を維持するための訓練、車両等の点検など必要最低限の活動」とする。
2. 「白川町消防団活動における新型コロナウイルス感染症防止対策マニュアル」のとおり、感染防止対策を実施する。
3. 施設、車両、資機材等の点検整備を定期的実施し万全を期する。
 - ・水出し点検は全ての車両・ポンプにおいて2か月に1回必ず実施する。
 - ・消防詰所やその周辺の清掃・草刈にも心掛ける。
4. 感染及び感染の疑いのある団員（濃厚接触者やPCR検査・抗原検査実施者（予定を含む））が出た場合は役場総務課へ報告する。
5. この方針は状況により見直しが必要となった場合はその都度、周知する。